

令和 7 年度 国民健康保険税のお知らせ



国民健康保険税の決め方

国民健康保険税（国保税）は、毎年4月1日現在国保に加入している人に課税されます。

ただし、年度の途中で社保加入・離脱、転入、転出、出産、死亡など世帯員に異動があった場合は、国保税額に増減が生じるため計算しなおしてお知らせします。異動があった場合は、14日以内に市民課まで届け出てください。

国民健康保険税の納税義務者

国保税は、世帯主が納税義務者と定められています。そのため、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税通知書は世帯主宛てに送付されます。

国民健康保険税の計算方法

令和7年4月～令和8年3月の年税額は、下表の①+②+③+④の合計額です。

加入者全員の所得 と資産税額で計算	所得割 R6.1月～12月の 控除後の所得額（所得 から一律△43万円）	資産割 固定資産税額（都市計画税 は除く）	平等割 （世帯割）	均等割 （加入人数割）	合 計
医療分 （0～74歳）	5.82%	6.14%	17,100円	26,000円×人数	上限 66万円
後期高齢者支援金分 （0～74歳）	2.53%	2.67%	7,400円	11,300円×人数	上限 26万円
介護分（※） （40～64歳）	1.96%	3.11%	5,200円	10,500円×人数	上限 17万円
計	①	②	③	④（★）	R7.4～R8.3の年税額 ①+②+③+④

※介護分：年度中に40歳になる人の分は、誕生月から課税されます。また、年度中に65歳になる人の分は、誕生日の属する月の前月分（1日生まれの人とは前々月分）までが年税額に反映されます。

★未就学児の均等割額については、半額（1人当たり18,650円（医療分+後期高齢者支援金分））です。

保険税の納め方

●特別徴収（年金天引き）

次の要件を全て満たす世帯は、原則として特別徴収（年金天引き）となります。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
 - ② 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
 - ③ 世帯主の公的年金（老齢基礎年金等）受給額が年間18万円以上
 - ④ 世帯主の介護保険料が特別徴収であること
 - ⑤ 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、公的年金（老齢基礎年金等）受給額の2分の1を超えない
- ・上記の要件に該当しない場合は、従来どおり普通徴収（納付書または口座振替）での納付となります。
- ・年度の途中で国保税額が増額になった場合や、75歳に到達する年度等については、特別徴収から普通徴収に切り替わります。

特別徴収（年金天引き）の対象者でも、口座振替による納付に変更できます。

- ・税務課で申請することで納付方法を口座振替に変更できます。（ただし、国保税を滞納している世帯は除く）
 - ・10月から変更される場合は、令和7年7月31日までに申請をお願いします。
- 期限を過ぎると年金天引き中止の手続きに間に合わないため、12月分以降からの口座振替となります。

●普通徴収（納付書・口座振替）

単年度分（4月から翌年3月まで）の国保税を、7月から翌年2月までの毎月末、計8回に分けて納めていただきます。

期別	第1期 （7月）	第2期 （8月）	第3期 （9月）	第4期 （10月）	第5期 （11月）	第6期 （12月）	第7期 （1月）	第8期 （2月）
納期限	R7. 7. 31	R7. 9. 1	R7. 9. 30	R7. 10. 31	R7. 12. 1	R8. 1. 5	R8. 2. 2	R8. 3. 2

国保税は、みなさんの医療費にあてられる国民健康保険の重要な財源です。納期内に納めてください。

～納めるのがむずかしいときには～

分割納付などが認められる場合があります。納付に困ったときは、税務課へご相談ください。

問合せ先

小浜市役所 1階

《国保税の税額・納付等に関すること》
税務課（電話0770-64-6004）

《加入・脱退等に関すること》
市民課（電話0770-64-6018）

国民健康保険税の軽減制度

国保税は、加入者の収入申告に基づいて決められます。

●低所得者の軽減 “申請は不要”

国の定める所得基準を下回る世帯については、国保税の平等割額と均等割額の軽減措置を受けることができます。

※収入申告をしていないと軽減の判定ができません。収入がない場合でも必ず申告をしてください。

※65歳以上で年金所得がある場合、前年の所得から15万円を差し引いた金額が基準となります。

【令和7年度の軽減基準】

区分	前年の所得金額が 次の金額以下の世帯	軽減 割合	軽減後の年税額		
			平等割 (1世帯当たり)	均等割 (1人当たり)	未就学児均等割 (1人当たり)
医療分	43万円 + 10万円×(給与所得者等数－1)	7割	5,130円	7,800円	3,900円
	43万円 + (30.5万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数－1)	5割	8,550円	13,000円	6,500円
	43万円 + (56万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数－1)	2割	13,680円	20,800円	10,400円
後期高齢者 支援金分	43万円 + 10万円×(給与所得者等の数－1)	7割	2,220円	3,390円	1,695円
	43万円 + (30.5万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数－1)	5割	3,700円	5,650円	2,825円
	43万円 + (56万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数－1)	2割	5,920円	9,040円	4,520円
介護分	43万円 + 10万円×(給与所得者等の数－1)	7割	1,560円	3,150円	—
	43万円 + (30.5万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数－1)	5割	2,600円	5,250円	—
	43万円 + (56万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数－1)	2割	4,160円	8,400円	—

※給与所得者等：給与等の所得または公的年金の所得がある人

●非自発的失業者の軽減 “申請が必要です！”

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇止めなどによる離職（特定理由離職者）により、国民健康保険の被保険者の国保税について、失業（離職）から一定の期間、前年の給与所得を30/100とみなして算定されます。

・対象者 次の①～③の全てに該当する人

① 平成21年3月31日以降に離職した

② 離職時65歳未満

③ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが下記の表のいずれかに該当する

対象となる 理由コード	特定受給資格者	特定理由離職者
	11、12、21、22、31、32	23、33、34

・軽減期間 離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

・軽減申請 「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」「離職票-2（離職理由の記載のある書類）」を持って税務課までお越しください。

●後期高齢者医療制度への移行による軽減 “申請は不要”

後期高齢者医療制度に移行することで、国保加入世帯の負担が大きく変わることのないように、緩和措置があります。

(1) 75歳となる人が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、同じ世帯の75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合

・低所得世帯に対する軽減

後期高齢者医療制度への移行により、世帯の国保加入者が減少した場合、移行前後の軽減割合判定に影響が生じないよう、移行した人の所得・人数も含めて軽減判定が行われます。

ただし、世帯主の変更や国保加入者の所得の更正が発生したときは、その時点で軽減の再判定が行われます。

・平等割額に対する軽減

後期高齢者医療制度への移行により、国保加入者が1人になる世帯については、移行後5年間は平等割額（介護分を除く）が半額となり、その後3年間は平等割額（介護分を除く）の4分の1が減額されます。

(2) 会社などの被用者保険の被保険者（本人）が後期高齢者医療制度に移行することにより、被用者保険の被扶養者から外れ国保の被保険者となった65歳以上75歳未満の人（旧被扶養者）について

・旧被扶養者に係る所得割額と資産割額が全額免除されます。

・旧被扶養者に係る均等割額が、資格取得から2年間に限り半額となります。（7割・5割軽減世帯は除きます。）

・旧被扶養者のみの世帯は、平等割額が2年間に限り半額となります。（7割・5割軽減世帯は除きます。）

●出産する被保険者の軽減（令和5年11月以降の出産が対象） “申請が必要です！”

出産する被保険者の産前産後期間（※）相当分の所得割額と均等割額が免除されます。

※産前産後期間 出産予定月（または出産月）の前月から4か月間（双子以上の場合は3か月前から6か月間）が免除の対象です。

・軽減申請「母子健康手帳」など出産予定日（または出産日）の分かるものを持って、市民課までお越しください。